

# 実績評価書(案)(8月10日時点版)

【資料4-1】

(厚生労働省4(I-6-3))

施策目標名	原子爆弾被爆者等を援護すること(施策目標 I-6-3) 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標6 健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、必要な医療等を確保すること						
施策の概要	本施策は、被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた者)に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講じる観点から、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)」に基づき、被爆者に対して医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を実施するとともに、被爆の実相を世代や国境を越えて伝えるため、被爆建物・樹木の保存や、被爆体験の伝承者を国内外へ派遣する事業を推進する。						
施策実現のための背景・課題	1	原爆被爆者対策については、被爆者が受けた放射能による健康被害という他の戦争被害とは異なる「特殊の被害」であることに鑑み、援護施策として、健康診断や医療費の支給等を行う。 被爆後75年以上が経過し被爆者の高齢化が進む中、介護等の必要性も高まっており、引き続き、被爆者に寄り添い、施策を実施していく必要がある。(令和5年3月末現在:被爆者数:113,649人。平均年齢:85.01歳)					
	2	これまで、被爆者本人が被爆体験を語ることで、戦争を知らない世代への語り継ぎが行われていたが、被爆後75年以上が経過し、すでに被爆者の多くが亡くなり、現在生存している被爆者も高齢化しているため、被爆の実相・平和への思いを次世代へ継承することが課題となっている。 これに対して、被爆者に代わり、被爆者の家族などの被爆者でない者が「被爆体験伝承者(家族・交流証言者)」として被爆体験談を受け継ぎ、小中学校の生徒など若い世代に講話や朗読を行う取組が広島市及び長崎市において行われているところ。厚生労働省では、その取組を全国及び海外へも広げるため、「被爆証言者(被爆者本人)」、「被爆体験伝承者(家族・交流証言者)」及び「被爆体験記朗読ボランティア」(これらを総じて「被爆体験伝承者等」。以下同様。)の派遣にかかる調整や費用の支援を平成30年度から行っている。					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1 (課題1)	被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策として、健康診断の実施や医療費、手当の支給等を講じる。			原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉を図るため。		
	目標2 (課題2)	世界唯一の原子爆弾の被爆国として、被爆の実相・平和への思いを国内・国外に伝えていく。			世界唯一の原子爆弾の被爆国として、被爆の実相・平和への思いを国内・国外に伝えていくため。		
施策の予算額・執行額等	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	125,192,308	121,848,494	118,277,695	122,498,338	118,678,021
		補正予算(b)	0	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	125,192,308	121,848,494	118,277,695	122,498,338	118,678,021
	執行額(千円、d)	107,743,234	101,233,647	96,258,050	91,515,196		
	執行率(%, d/(a+b+c))	86.1%	83.1%	81.4%	74.7%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の判決に関する内閣総理大臣談話		令和3年7月27日(閣議決定)		政府としては、本談話をもってこの判決の問題点についての立場を明らかにした上で、上告は行わないこととし、84名の原告の皆様には被爆者健康手帳を速やかに発行することといたします。また、84名の原告の皆様と同じような事情にあった方々については、訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急に対応を検討します。		
	第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説		令和4年2月25日		原子爆弾被爆者援護施策については、広島黒い雨訴訟判決を踏まえた運用を本年四月から開始し、救済できるよう迅速に取り組むとともに、保健、医療、福祉にわたる総合的な援護施策を進めてまいります。		

達成目標1について		被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策として、健康診断の実施や医療費、手当の支給等を講じる。								
測定指標	指標1 被爆者健康診断受診率 (アウトプット)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>被爆者に対する健康診断の実施(原則年2回)は、各被爆者の健康状況を予め把握することにより、疾病の早期発見・早期治療が可能となり、被爆者の健康の保持・増進を図る上で効果的な手段であることから、この受診率を測定指標として選定した。</li> <li>なお、少なくとも年1回の受診により各被爆者の健康状況を把握することで、健康の保持・増進に資することから、受診率は受診件数を被爆者健康手帳所持者数で除したものとしている。</li> </ul>					主要な指標	達成	
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>被爆者が高齢化し、長期入院等のため受診者数は減少傾向にある中で、受診率の直近の減少トレンドを考慮した受診率(=前年度受診率×過去3年の平均増減率)を目標値としつつ、減少トレンドより上回る受診率の達成を目指す。</li> </ul> (参考)令和3年度実績:49.8%(59,265件)、令和4年度実績:49.9%(56,664件)							
		基準値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							目標値
		前年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			毎年度
		前年度受診率 ×過去3年の平均増減率	62.7%	61.1%	58.7%	45.7%	39.8%			前年度受診率 ×過去3年の平均増減率
	62.5%	60.4%	49.6%	49.8%	49.9%		○	◎		

達成目標2について		世界唯一の原子爆弾の被爆国として、被爆の実相・平和への思いを国内・国外に伝えていく。								
測定指標	指標2 被爆体験伝承者等の派遣件数 (アウトプット)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>被爆の実相・平和への思いを次世代へ継承する必要があることから、広島市・長崎市が養成、研修している被爆体験伝承者等を国立原子爆弾被爆者追悼平和祈念館において、国内、国外へ派遣した件数を測定指標に選定した。</li> </ul>					主要な指標	達成	
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>被爆体験伝承者等を国内・国外へ派遣することで、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、被爆の実相・平和への思いを伝承されることが期待されるため、毎年度の目標値は、前年度以上とした。</li> </ul>							
		基準値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							目標値
		平成30年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			毎年度
		422件	—	—	—	—	前年度(299件)以上			前年度以上
	422件	632件	306件	299件	561件		○	◎		

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者会議WG後に記載
-----------------	-------------

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ①【目標超過達成】
	総合判定	(判定結果) A【目標達成】 (判定理由) <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1の被爆者健康診断における受診率は、被爆者の高齢化に伴う受診率の減少傾向を考慮した目標値を設定しており、令和4年度に目標値であった39.8%に対し、49.9%であった。</li> <li>指標2の被爆体験伝承者等の派遣件数については、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、被爆の実相・平和への思いを伝承することが期待されていることから、前年度実績を上回る派遣件数を目標値に設定しており、令和4年度は目標値を大きく上回る561件の派遣件数を達成した。</li> <li>すべての指標の達成状況が「◎」であるため、①【目標超過達成】でありA【目標達成】と判定した。</li> </ul>
	施策の分析	(有効性の評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1について、健康診断受診率自体は減少傾向にあるが、被爆者に対する健康診断の実施は、各被爆者の健康状況を予め把握することによって疾病の早期発見・早期治療が可能となるなど、被爆者の健康の保持・増進を図る上で有効な手段であり、概ね減少トレンドを考慮した目標値を達成していることから、施策として有効に機能していると評価できる。目標を大幅に超過した要因としては、新型コロナウイルス感染症の流行を受けたものと思われる令和2年度における大幅な受診率の低下を受け、令和4年度目標値が過度に低めに設定されていた可能性がある。</li> <li>指標2について、広島市・長崎市・国立市が養成、研修している被爆体験伝承者等を国立原子爆弾被爆者追悼平和祈念館において、国内、国外へ派遣した件数が前年度を上回る目標値を達成していることは、被爆体験伝承者等を国内・国外へ派遣することで、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、被爆の実相・平和への思いを伝承している点で、施策として有効に機能していると評価できる。目標を大幅に超過した要因としては、新型コロナウイルス感染症の流行が一定程度落ち着いたことや令和4年度からオンラインによる伝承の実施を開始したことが考えられる。</li> </ul>
		(効率性の評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、地域の実情に応じて都道府県、広島市、長崎市が実施の期日及び場所を指定して行っており、また、被爆者の少ない地域では受診者の最寄りの医療機関と委託契約を結ぶなど、効率的な取組が行えていると評価できる。</li> <li>指標2については、被爆体験伝承者等を国内・国外へ派遣するにあたり、被爆の実相・平和への思いを従来の対面での伝承に加えて、オンラインでの伝承も行うなど、従来に比べてより効果的な実施がされていると評価できる。</li> </ul>
(現状分析) <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1について、受診率に減少傾向が見られるが、減少トレンドを上回る受診率は概ね達成しており、こうした被爆者の健康状況の把握により被爆者の健康の保持・増進につながっていると評価できる。一方で、受診者の更なる高齢化の進展等を踏まえ、引き続き受診者の現状に応じた受診環境の整備が必要である。被爆者に対する援護施策としては、健康診断に加え医療費や各種手当等の支給等を講じており、こうした総合的な施策を講じていくことが重要である。なお、目標値の算出方法について、令和2年度から令和4年度は同程度の受診率であり、現在の算出方法で受診率の直近のトレンドを適切に勘案した目標値を設定することが可能と考えられることから、現在の算出方法を維持することが適当である。</li> <li>指標2について、被爆者の高齢化に伴い、被爆体験証言者の派遣は年々減少傾向にあるものの、広島市・長崎市・国立市で養成、研修された被爆体験伝承者が、被爆の実相・平和への思いを国内・国外に向け発信してしており、次世代への継承が進んでいる。より幅広い世代に伝承していくためには、対面による伝承だけでなく、オンラインでの伝承など様々な手段による伝承を講じて行く必要がある。</li> </ul>		
次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1について、健康診断受診率は低下傾向にあるが、健康診断は被爆者に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な施策を講じる上で導入的な役割を果たすものとして重要であることから引き続き指標とし、今後も当該施策を講じていくことが必要である。引き続き、地域の実情に応じた受診日時や場所の指定、被爆者の少ない地域での受診者の最寄りの医療機関との委託契約締結などにより、受診のしやすい環境整備を図っていく。</li> <li>指標2について、被爆体験をより幅広い世代へ伝えていくという観点から、引き続き対面に限らずオンラインでの伝承など様々な手段による伝承を推進し、前年度を上回る派遣件数を達成することで、施策の効率的な実施を講じていく。</li> </ul>	

参考・関連資料等	○厚生労働省の実施策に係る政策評価の事前分析表 URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/dl/r04_jizenbunseki/1-6-3.pdf">https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/dl/r04_jizenbunseki/1-6-3.pdf</a>
----------	--

担当部局名	健康局	作成責任者名	総務課指導調査室長 比嘉 敏充	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-----	--------	--------------------	----------	--------